

会 議 録

(2022 年度 愛知県入札監視委員会第 2 回定例会議)

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2022 年度第 1 四半期における発注工事について政策企画局、総務局、人事局、防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、病院事業庁、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料 1)

・主な質疑

質問・意見	回答 (要旨)
<p>・農業水産局の一般競争入札について、豊根村を工事場所とする工事は、豊根村の 2 つの業者のうちいずれかの 1 者入札かつ落札率 98%となっているものが多い。豊根村には入札参加資格を有する業者は 2 者しかないのか。</p> <p>・ 1 者入札かつ請負率が 98%程度になっていることについてはどのように考えているか。</p> <p>・豊根村を工事場所とする工事の過去の入札結果を報告すること。</p> <p>・愛知芸術文化センターのエレベーター改修工事 2 件について、2 件とも 1 者しか入札しておらず予定価格に近い額で契約している理由は何か。</p>	<p>・業者数がわかる資料は手元に持っていない。いずれの工事も入札参加要件は新城設楽農林水産事務所管内の業者としているため、新城市や東栄町などの業者も参加は可能であるが、地域に詳しい地元業者が落札したと思われる。</p> <p>・この地域は設楽ダム関連工事が多く、技術者が不足しているため、1 者入札が多くなっていると考えている。本局としてはフレックス方式や発注の前倒しにより入札不調や 1 者入札の防止に努めている。</p> <p>・昨年度、豊根村を工事場所とする一般競争入札による工事は 18 件あり、その内、14 件が 1 者入札、15 件が落札率 98%以上だった。なお、落札者は 7 者に及んでおり、本局が豊根村以外の会社も 1 者あった。</p> <p>・愛知芸術文化センターは 1992 年に開設して以来、継続して建設時のエレベーターを使用してきたが、エレベーターの保守業者から保守部品等の製造・保管期間が過ぎたため、今後保守契約の継続ができなくなるとの通知があった。</p> <p>そのため、保守期間の終了までにエレベーター改修工事を実施し、安全な運行を確保する必要があった。なお 19・20・21 号機の駆動方式はロープ式、27 号機の駆動方式は油圧式となっており、それぞれの駆動方式が異なっている。</p> <p>今回の工事は、施設を休館せずに工事を行うため、施工時に発生する騒音等により、美術館の展覧会や劇場でのコンサートなどに影響がないよう、美術館や劇場などと工事のスケジュール調整や工法を綿密に調整しながら</p>

<p>・エレベーターの駆動方式の違いを理由に、改修工事の発注を2つに分けたのか。</p> <p>・エレベーター改修工事の予定価格はどうやって決めたか。たとえば、応札者から提出された見積価格で決めたのか。</p> <p>・つまり、予定価格は応札者が算出した金額ではないということか。</p>	<p>進める必要があった。このことから、通常の建設工事以上に手間がかかる案件となったため、それぞれ1者の応札で予定価格に近い落札額になったと聞いている。</p> <p>・はい。ロープ式は「昇降工程が長い」、油圧式は「大積載量に対応」等の特徴があり、芸術文化センターのエレベーターは、各機の役割に適した駆動方式を採用していることから、今回の改修工事においても、駆動方式は変更していない。</p> <p>一方で油圧式を取り扱う事業者は減少してきており、現行のエレベーターを製造した業者も、現在では油圧式を取り扱っていない。そのため、一括発注とした場合、入札不調や契約額が高額となるリスクがあったことから、駆動方式ごとに分けて発注することとした。</p> <p>・愛知芸術文化センターの建設時に設計を行った業者に、工法・工期・概算工事費等の設計を委託して算出された設計金額をもとに予定価格を決定したため、応札した業者の見積価格により決定しているわけではない。</p> <p>・はい。</p>
--	--

【検討事案抽出の報告・確認】

抽出担当委員から、4月から6月までの発注工事について、13局庁等の発注工事の中から政策企画局、農業水産局、建築局の事案について抽出した旨、報告された。(資料2)

【抽出事案に関する説明及び検討】

○公園緑地整備事業(単独(愛・地球博記念公園))愛・地球博記念公園公園施設整備工事(青春の丘トイレ)【政策企画局】

・主な質疑

質問・意見	回答(要旨)
<p>・なぜ予定価格を公表していないのか。</p> <p>・入札条件が不調で変更されているが、変更した点は何か。</p>	<p>・全国的な流れとして、公表しないのが一般的であり、本局としても公表は行なっていない。</p> <p>・不調になった原因として、予定価格と応札価格に乖離が生じていることが考えられたため、再入札時に応札いただいた2者にヒアリングを行い、乖離理由を調査した。その結果、木材や衛生器具関係の単価上昇が原因であることが分かり、ヒアリング結果を参考に実勢</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・仕様は変更せずに、予定価格だけ変更したということか。 ・当初は実勢価格を反映していなかったということか。 ・入札金額の一番低い業者が不落になったのはなぜか。 ・予定価格を公表していないのになぜ最低制限価格を設定したのか。最も落札額の低い業者が良いのではないか。 ・1回目と2回目の入札は共に指名競争入札か。 ・指名競争入札の理由は。 ・余裕を持ったスケジュールで公告をすることはできなかったのか。 ・工期が4月以降にしか設定できないと見込めるのであれば、それよりも前に一般競争入札を行うことはできないのか。 ・政策企画局は5,000万円未満の工事は全て指名競争入札で発注しているのか。 ・原則的には一般競争入札で、例外的に指名競争入札にすると。5,000万円未満は指名競争入札とすることができると思うが、5,000万円未満の場合は一般競争入札はやらず、指名競争入札にするという方針で運用しているのか。 	<p>価格に合わせて再積算した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい。 ・当初の積算では業者から徴収した見積価格を基に、過去の経験等から算出した査定率を乗じて予定価格を設定した。基本的に査定率は80%、衛生器具に関しては60%としている。しかし、実際に応札したところ、予定価格と応札価格に乖離があり、ヒアリングの結果、新型コロナウイルス感染症拡大等の社会情勢の影響を受けて単価が上昇していることが判明したため、実勢価格に合わせて査定率の見直しを行った。 ・当該業者は最低制限価格を下回っていたため、落札業者として決定しなかった。 ・適正な価格で工事するため、最低制限価格を下回った業者については、規定の入札枠に達しなかったということで失格と判断した。 ・はい。 ・本工事はジブリパークエリアに隣接したトイレを設置する工事であり、一般競争入札では開園に間に合わない可能性があったことから、指名競争入札を行った。 ・公園内では様々な工事が輻輳しており、早期に発注しても現場に入ることができないため、工期を4月以降にしか設定できなかった。 ・当初の発注価格は5,000万円未満であり、通常5,000万円未満の工事は一般競争入札ではなく、指名競争入札で発注することから、本工事も指名競争入札で計画していた。 ・はい。もしくは随意契約という場合もある。 ・はい。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目と2回目において指名業者は別の業者か。3回目と比べてもどうか。 ・ 2回目の入札時に、不落の理由を通知していたか。 ・ 再度入札しても予定価格を超過する可能性があるのではないか。 ・ 1回目が不調になった場合、予定価格を変更せずに再入札を行えば、再度不調になるのではないか。 ・ 1・2回目の入札額で、3回目の予定価格であれば落札している価格帯はあるのか。 ・ 1・2回目共に最低制限価格を設けているか。 ・ 今回の参考資料に、1回目・2回目の入札執行調書がない。今後は、不調となった入札執行調書もほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての入札において、3つの条件を基に業者を指名している。1回目の入札における1つ目の条件は、令和4・5年の愛知県建設局・都市・交通局・建築局競争入札参加資格者の格付要領において、建築工事業の総合点数によって評価したA～D等級の格付のうち、B及びC等級の者としている。2つ目の条件は、営業所の所在地が、名古屋市内を除いた尾張建設事務所管内の市町で、建設工事業を営んでいる者としている。3つ目の条件は、元請として過去10年間に請負金額4,000万円以上の同規模の建築工事を完了した実績がある者としている。結果13者を指名した。2回目の入札は、1回目の入札で応札した業者で再入札を行い、4者で再入札を行った。 3回目の入札については、3つ目の条件である金額の設定をなくし、22者を指名した。 1・2回目の入札では令和2・3年度入札参加資格者名簿で選定しており、3回目の入札では令和4・5年度入札参加資格者名簿で選定していることから、1回目と3回目の入札で等級が変わり、指名対象外となった業者がいる。 ・ 再入札通知書に不落理由を記載して通知している。 ・ 入札の段階で不調、不落の場合は入札業者に再入札を行う旨の条件を付して公募している。2回目は無条件で入札業者に対し再入札を行っている。 ・ 1回目の入札より、2回目の入札の方が応札価格は低くなっている。 ・ ある。 ・ 設けている。 ・ 承知した。
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・青春の丘エリアはかなり人気のある施設になることが見込まれるが、トイレは5台で十分なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そうである。
---	---

○震災対策農業水利施設整備事業枝下用水2期地区その4工事【農業水産局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が高い理由は何か。 ・落札者の評価点は高かった理由は何か。 ・落札者は工事の実績があるということか。 ・総合評価方式だと実績のない業者は入札価格を下げてでも落札できないということにならないか。 ・技術提案の項目はないのか。 ・入札参加資格の等級をA、Bの両方とした意味はあるのか。高い技術力が必要ならA等級に限ってもよかったと思うが。 ・工事成績の評価項目はB等級の業者でも加点がとれるものなのか。 ・総合評価落札方式の対象となる工事はどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート二次製品及び鋼矢板の購入費が直接工事費の2／3を占めていること、資材の高騰、資材の納入が不安定になっていること、農業用水の冬期通水を行うための綿密な工程管理が必要になることから、コストの縮減が難しかったと考えられる。 ・工事成績の項目が他者より高かったからである。 ・工事成績の評定点が、企業の技術力、予定技術者ともに高かったということである。 ・この工事だけをみるとそのようになるかもしれないが、案件ごとに金額の大小や、求める施工実績が違うため、得意な工種の工事で落札できると思われる。今回の場合は綿密な工程管理が必要となる工事であったことから技術力の高い業者が評価された。 ・本工事については、特別簡易型なので、該当する項目はない。 ・本工事はB等級に該当する土木工事であるが、綿密な工程管理が必要であるため、選定要領の規定により、A等級の業者も参加可能とした。 ・業者の等級にかかわらず、工事成績の評定点の実績により加点が可能である。 ・5,000万円以上の一般競争入札の工事は総合評価落札方式で行っている。

○半田特別支援学校校舎等改修空調・管工事【建築局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>・抽出事案は、比較事案と同じ管工事だが、予定価格が比較事案の約 1.5 倍で、1,000 万円以上高いが、抽出事案のほうが工事の規模が大きいということか。</p> <p>・抽出事案の落札業者は、半田の業者か。</p> <p>・比較事案の落札業者は、名古屋の業者か。</p> <p>・抽出事案は 65 者指名しているが、指名の仕方は、多く指名したほうが良いのか、地元の業者だけを指名したほうが良いのか。</p> <p>・落札業者は、1 回目の入札にも参加しているか。</p> <p>・2 回目の入札では、主たる営業所の対象地域を広げ、総合点数の上限もなくした。さらに、1 回目では、過去 15 年間の実績を要件にしているが、2 回目では、過去 10 年間に建設局、都市・交通局及び建築局が発注した同種工事の実績又は過去 5 年間に知多建設事務所管内の市町が発注した同種工事の実績を要件にしている。過去の実績の条件を変えずに、対象地域を広げて、なおかつ総合点数の上限をなくした場合と比べると、どちらが業者数が多くなるのか。</p> <p>・入札執行調書の欄外に法定福利費が書かれているが、何か判断に影響するものなのか。</p>	<p>・抽出事案の方が、工事の規模としては大きくなっている。ただ、抽出事案の工期が長いのは、生徒数が非常に多くて空き教室が少ないので、一度に大量の工事ができず、少しずつ段階を踏んでやっていく必要があるためである。</p> <p>・はい。</p> <p>・はい。</p> <p>・最初は地元優先ということで、工事場所のある建設事務所管内の業者を指名したが、不調になったので、2 回目は、近いところから地域要件を拡大した。</p> <p>・1 回目は、管工事業の総合点数が 770 点以上 880 点未満という要件があり、当該業者の総合点数は 880 点を超えているため、1 回目の入札には参加できなかった。</p> <p>・2 回目の指名競争入札で、なぜ過去の実績を 10 年間で 5 年間にしているのかという質問だと思うが、1 回目の入札のように一般競争の場合は、業者が申告した実績を入札後に確認するため、県のほうで事前に調査する必要はないが、指名競争の場合は、県のほうで事前に実績を調査する必要がある。県のシステムでは、過去 10 年間までしか遡れないので、過去 10 年間で限界である。また、市町村については過去 5 年間で限界である。</p> <p>・建設業者の社会保険等の未加入対策として、社会保険等への加入を一層促進していくためには、必要な法定福利費が契約段階で確保されていることが重要だということで、令和 3 年度から請負者に、請負代金内訳書というもので法定福利費を示したものを契約後に提出するよう求めている。令和 4 年度からは、予定価格に占める法定福利費の概算額を入札執行調書に記載して公表しており、入札・契約</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・抽出事案の予定価格の算出はどのようにしたのか。参考見積を取ったのではなく、県で積算したのか。 ・積算では、工期が長いということは、反映されているのか。 ・工期が短くて技術者が確保できずに不調になる例はよく聞くが、工期が長くて不調になったのは初めて聞いた。今まで、工期が1年や2年にわたる例は多々あるのか。今回は特別ということか。 ・予定価格は事前に公表しているのか。 	<p>に関する透明性を確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県で積算した。 ・現場管理費に反映されている。 ・工期が2年にわたる工事はよくある。 ・公表している。
---	--

【検討結果のまとめ】

委員会として今回検討した各事案について、特に意見として申し上げることはない。

抽出事案に関する資料については、できるだけ詳細なものを添付し、スムーズな審議ができるようお願いしたい。今後も引き続き入札契約事務の適正な執行に努めていただきたい。

【その他】

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について